税法の規定による所得の計算上、 医療器具など)で、 却資産)の所有者に課税さ または必要な経費に算入されるものを る資産(機械、パ たは減価償却費が法人税法または所得 います 償却資産とは事業の ソコン、 その 減価償却額ま 陳列ケー 用に供す 損金 ス、

❷取得価額10万円未満の償却資産は、 原則として申告対象外で また、自動車税・軽自動車税(種別割) す

ら除かれます も償却資産とみなされ、 課税対象となるものは、 付けた附帯設備など(電気・給排水設 など)がその事業のために取 など)が納税義務者です 家屋の所有者以外の人 家屋と一 申告対象か 体であっ

固課税課資産税担当

給与の年末調整

額が確定する年末にその年の 給与所得者を対象に、 た税額との差額を還付または徴収する 年末調整とは、 それまでに源泉徴収. サ ラリ 年間の マンなどの が所得税を 給与総 して

> の課税資料となります 提出され 年末調整を受けるに 年末調整の 続きです の市町村 翌年の個人市民税・府民税 内容は、 へ給与支払報告書と 勤務先からお

(2年目以降)を申告する書類を提出す などの控除や住宅借入金等特別控除 必要に応じて生命保険料・地震保険料 扶養控除等異動申告書」を勤務先 して いることが必要です は、「給与所得者 また、

おり開催します

令和3年度年末調整説明会を次のと

またはメールにて問

い合わせください

事前申し込みが必要です

ので、

定申告も る必要があります 告の際に寄附金控除をあ 提出する必要があります ップ特例制度を利用して この特例が適用できないため、 税務署(場合により市)へ申告書を ふるさと納税においてワンス しくは住民税の 注意してくださ わせて 申告をす いても、 申告す 申 る 確

また、

年末調整に関する問い合わ t

般的な質問

きゅう・あり

んま・マ

ッサ

ジによる施術

医療保険を適用できる

適切な受診で医療費の適正化を

頸椎ねんざ後遺症など

筋まひ、関節拘縮などで、

とする症例

医療上マッサージを必要

整骨院・接骨院での施術や、

はり

談センター 来署による具体的な相談 税務署へ電話□√[1]を選択□電話相

> ケースは限られて を受ける場合、

ます(下表)。

適切な受診による医療費の

適正 ます

での施術

よる施術

術

はり・きゅうに

あんま・マッ

サージによる施

ご理解とご協力をお願い

時を予約 税務署 へ電話□「2」を選択□相談日

して 住 ■ 0 6 · 6 9 0 9

年末調整説明会の開催

0

8

場エナジーホ 月26日(金)午後2時~

06.6908.0

№kadoma@nk-net.co.jp

定先着150

る必要があります

なお、

医療費控除を受けたり、

初め

て住宅借入金等特別控除を受ける場合

人(事前予約)

問門真納税協会

8 4 4

月30日(火)です。 問大阪府北河内府税事務所 めましょう。



個人事業税(第2期分)の納付

個人事業税(第2期分)の 期限内に忘れずに納 納期限は11

医療保険が適用できる場合 注意点 ▽打撲、ねんざ、挫傷(肉 7肩こり、筋肉疲労は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 離れ)など ⁷病院などの保険医療機関で同じ負傷を治療している場合は、医療保険 整骨院•接骨院 ▽骨折、脱臼(応急手当の の適用外です(全額自己負担) 場合を除き、医師の同 ア施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の 意書が必要) 上、署名または、ぼ印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、 7医療保険の適用には、医師による同意書または診断書が必要です。 ▽疲労回復や慰安を目的とした施術は医療保険の適用外です(全額自己負 ▽病院などの保険医療機関で同じ疾患を治療している場合は、医療保険

の適用外です(全額自己負担) 7施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の 上、署名または、ぼ印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。 秘密厳守·無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課 €06−6992−1353,1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建 物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分·先着14人) 毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分·先着8人) 第2.3.4火曜日13:00~15:00

登記相談…相続・贈与などの登記 ▼司法書士※予(1人30分·先着4人) 第2水曜日13:00~15:00

税務相談…相続・所得・贈与税など ▼税理士※予(1人30分·先着6人)

第2金曜日13:00~16:00 行政書士相談···成年後見·各種契約書

の作成など ▼行政書士※予(1人30分·先着6人) 第1火曜日13:00~16:00

不動產一般相談···賃貸借契約·不動產 の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分·先着6人) 第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前 (休日のときは翌開庁日)13:00か ら電話受付

行政相談…国などの行政に対する要 望や苦情など

お受けします。

第2火曜日 ▼行政相談委員予前日までに 第3火曜日 第4火曜日10:00~12:00 第1木曜日 備3人の相談員が親身に市民の相談を 第2木曜日

愛の献血

時・場11月21日(日) 10:00~12:00,13:00~16:00 大日駅(イオンモール前)ロータリー入 口付近

問守口市献血推進協議会

場所

北部

庭窪

南部

東部

エリア

エリア

場所

錦

26 日

11月28日(日)午前9時~2

午後1

力のもと、

見守り活動を実施して

ま

8時

委員および地区福祉委員の皆さんの協

とり暮らしの人を対象に、

民生・児童

75歳以上(令和3年4月1日現在)でひ 目的に、本市の住民基本台帳に基づき、

11月22日(月)・25日(木)・

後期高齢者医療被保険者証の即日 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は

 \mathcal{O}

び地区福祉委員がひとり暮らし

の高

順次民生·児童委員

およ

さ

部を除き郵送でも受け付けて

まずは必ず電話で問い

合わせくだ

ますの

暮らし、

災害に備えていただくことを

からひとり暮らしの高齢者が安心して

後期高齢者医療に関する各種申請は一

応も可能です。

また、

国民健康保険·

市では、

災害時だけではなく、

普段

庁が難しい人は利用してください。

な

高齢者防災見守り安心事業

納付相談は内容により電話での対

料の納付相談などで、

平日の日中に来

国民健康保険料·後期高齢者医療保険

国民健康保険の加入・脱退の届出や

0

6

5 3 7

5

ださい

問地域福祉課

5

出袋を配布します

普段から災害への備えを心がけてく

年はじめて対象となる人には非常用持

には防災グッズを配布 者宅を訪問します。

そのうち今

その際、

対象の人

平日夜間と休日に窓口を開庁します

保険課、

保険収納課は、

次の日程で

場·問保険課

があります。

再交付など、

部対応できない業務

平日夜間・休日窓口開庁国民健康保険・後期高齢者医

(地域福祉課内) **1** 06−6992−1570

毎月

第3木曜日

毎月

0 11月 9⊟ 16⊟ 6 4⊟ 2 11⊟ 2 18⊟ 12月

圆守口市社会福祉協議会

備当日直接

③各コミュニティ 20 センタ 相談支援セン

第1木曜日 庭窪

闘すべて10:00~12:00

福祉の総合相談

場⊕市役所7階守口市社会福祉協議会 圆①平日午前9時 時を除く)③平日(表のとおり) 日午前10時~午後4時(表の開催日 午後5時30分②平

②いきいきネット (藤田町4

2⊟

場場所 対対象 講講師 演演者 半費用(無料の場合は掲載を省略しています) 定定員 保一時保育 特持ち物